教職員の勤務労働条件に関する項目

ハラスメント相談は、校内相談窓口のほかに、大阪府職員総合相談センター、教育センターのハラスメント専門相談員、教職員人事課と窓口があり、相談者がどこでも相談できる体制になっている。相談者から相談があった場合は、速やかに相談者への聴き取りを行うとともに、加害者と思われる教員のほか、必要に応じて関係者への聴き取りを行っている。

ハラスメントの判断については、相談者、加害者と思われる教員、関係者への聴き取りの結果をもとに、ハラスメント指針に照らし合わせて、教育庁等で判断し、調査結果を相談者にお伝えしている。

ハラスメントの判断については、相談者、加害者と思われる教員、関係者への聴き取りの結果をもとに、ハラスメント指針に照らし合わせて、教育庁等で判断している。

引き続き現在の相談体制等で、速やかに相談者への聴き取りを行うとともに加害者と思われる教員や必要に応じて関係者への聴き取り等を行うなど、努めてまいる。

現在、「職場における教職員間のハラスメント実態把握アンケート」を府立学校の教職員を対象に11月30日まで実施しているところ。

アンケートについては、結果を取りまとめるとともに分析を行い、今後のハラスメント防止の方策等のために活用していきたいと考えている。